

青年法律家協会憲法フェスティバル 2017

家族-憲法-国家

どうして、憲法改正の標的に!?

日時 **2017.4.29** **土**

開始13時00分
(開場12時30分)
終了15時30分

場所

かでの2.7 大会議室(4階) 札幌市中央区北2条西7丁目

資料代
500円

安倍首相は、憲法改正を掲げています。

そして、憲法9条とともにその標的になっているのが、24条です。

それは、24条が定める「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」が、自民党や日本会議が目指す家族像・社会の形とは相いれないからです。「憲法24条が利己主義を生み出す」「現代社会の家族の崩壊は24条のせいだ」と。

個人より国家・共同体を優先させ、家父長制度的な、性別による役割分担(ジェンダー)を強制する。まさに、戦前戦中への回帰、そして軍国主義への道そのものです。

憲法24条にはどのような意義があるのか。それはこの社会でどう実現し、あるいは実現できていないのか。改憲勢力の目指す、「逆向き」の行く末は?

憲法24条が標的とされている今、私たちの社会が本来目指すべき方向を確認し、改憲勢力の意図を知ること、私たちがなすべきことを一緒に考えたいと思います。

予約
不要



第1部

講師基調講演

第2部

パネルディスカッション

なかさとみ

ひろし

中里見

博

大阪電気通信大学教授
憲法学、ジェンダー法学

講師

うちこし

さくら

打越さく良

弁護士
夫婦別姓訴訟弁護団事務局長

憲法24条

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

問い合わせ

さっぽろ法律事務所 弁護士 川上麻里江 TEL 011-272-1900

主催

青年法律家協会北海道支部